

鴨川市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月17日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第45号

鴨川市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

鴨川市産後ケア事業実施要綱（令和6年鴨川市告示第85号）の一部を次のように改正する。

別表第2 居宅訪問型事業の款出張専門めぐる助産院の項を次のように改める。

|        |                |
|--------|----------------|
| ほのみ助産院 | 千葉県館山市北条231番地4 |
|--------|----------------|

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の鴨川市産後ケア事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施する事業について適用し、同日前に実施した事業については、なお従前の例による。